

税第 1429 号
令和 4 年 3 月 10 日

神奈川県行政書士会
会長 田後 隆二 様

神奈川県総務局財政部税制企画課長
(公 印 省 略)

県税事務所等における窓口受付時間について (依頼)

本県の税務行政につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の各県税事務所及び自動車税管理事務所（駐在事務所を除く。）の窓口受付時間を、9時から16時30分までとさせていただくことについては、令和3年6月21日付け税第1079号により、会員の皆様方への周知をお願いさせていただいたところです。その際は、御協力を賜り、ありがとうございました。

お陰様をもちまして、受付時間外に来所される方は減少しておりますが、更なる減少へ向けて、改めて県民の皆様へお知らせをしたいと考えております。

また、窓口にご来所いただかなくても電子申告（eLTAX）や郵送、電子納税により、可能な手続きがあるほか、2月21日から、個人事業税、法人県民税・事業税等及び自動車税種別割の納税証明書が、県の電子申請システム「e-kanagawa 電子申請」で交付請求できるようになりましたので、こうした制度についても周知を図りたいと考えております。

つきましては、別添のチラシを作成いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、会員の皆様方へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
企画グループ 羽田
電話 045-210-2308 (直通)